



長野県報

4月21日(木)
平成17年
(2005年)
第1653号

目 次

規則

温泉法施行細則の一部を改正する規則（薬務課）	2
長野県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則（交通企画課）	4

告示

社会福祉施設、設備近代化事業補助金交付要綱の廃止（厚生課）	5
都市計画事業の事業計画の変更認可（水環境課生活排水対策室）	5
長野県収入証紙売りさばき人の名称変更（会計課）	5
指定講習機関に関する規則に基づく指定を受けた者の住所及び住所地の変更の届出（東北信運転免許センター）	6
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の住所及び住所地の変更の届出（東北信運転免許センター）	6
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	6
計量法に基づく定期検査（産業技術支援課）	8

公 告

随意契約の相手方の決定（税務課）	11
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	11
県営土地改良事業の変更計画の縦覧（土地改良課）	11
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（2件）（農村整備課）	11
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（都市計画課）	12
土地改良区役員の就退任の届出（土地改良課）	12
土地改良区清算人の退任の届出（土地改良課）	12
一般競争入札（医務課県立病院室）	13
一般競争入札（水環境課生活排水対策室）	13
一般競争入札（議事課）	14
平成18年度長野県小学校、中学校及び自律学校教員並びに高等学校教員の選考（義務教育課・高校教育課）	15
警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習（生活安全企画課）	18
一般競争入札（農業技術課）	19

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年4月21日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第43号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（昭和38年長野県規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中

登録分析機関の名称及び登録番号	名 称		登録番号		を
登録分析機関の名称及び登録番号	名 称		登録番号		
温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由					
温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由					
温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由					に改める。
温泉に入浴剤を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由					

様式第12号の温泉利用施設管理者の場合を次のように改める。

(温泉利用施設管理者の場合)

温泉現況報告書

年 月 日

長野県知事

殿

温泉利用施設管理者の住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

温泉利用施設管理者の氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年12月31日現在の温泉の現況は、下記のとおりです。

記

温泉利用施設の名称及び所在地		名 称		所在地	
温泉を利用する権利を有する者	住所	法人にあっては、主たる事務所の所在地			
	氏名	法人にあっては、名称及び代表者の氏名			
温泉利用許可年月日及び指令番号		年	月	日、長野県	指令 第 号
温泉利用施設の概要		室 数		定 員	
温泉受給の状況 〔 使用量は、1分単位で記入すること。 〕		用途別	自己の源泉から	他人の源泉から	
				温泉採取者	温泉のゆう出地
		浴用	1		1
		飲用	1		1
		その他	1		1
		計	1		1
温泉の引湯方法等	1 源泉から直接 2 共同貯湯施設を経由	引湯距離	浴用	km	
			飲用	km	
			その他	km	
	3 タンクローリー等の利用	搬送方法	搬送頻度	搬送量	搬送距離
		タンクローリー		1	km
		ポリタンク		1	km
その他()			1	km	
浴槽及び蛇口の数	浴槽の数		(うち露天風呂の数)		
	うち水を加えているもの		(うち露天風呂の数)		
	うち加温をしているもの		(うち露天風呂の数)		
	うち循環(ろ過を含む。)をしているもの		(うち露天風呂の数)		
	うち入浴剤の添加又は消毒をしているもの		(うち露天風呂の数)		
飲用の蛇口の数					
泉質等		泉質		分析者名	分析年月日
年1月から12月までの年間延べ利用人員		宿泊人員		人	日帰り人員
備考					

(備考) 「温泉の引湯方法等」欄は、該当する番号を○で囲むこと(複数可)。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年5月24日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 温泉法施行規則の一部を改正する省令（平成17年環境省令第2号）附則第2項の規定による届出は、この規則による改正後の温泉法施行細則様式第8号により行うものとする。

業務課

長野県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年4月21日

長野県公安委員会委員長 宮下 行一

長野県公安委員会規則第7号

長野県道路交通法施行細則等の一部を改正する

規則

（長野県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第16号の備考を次のように改める。

- （備考） 1 新たに安全運転管理者（副安全運転管理者）を選任された場合は、15日以内に公安委員会に届けてください。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告（当該訴えにおいて長野県を代表する者は、長野県公安委員会となります。）として、提起することができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると提起することができなくなります。）。

様式第18号の備考を次のように改める。

- （備考） 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に長野県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告（当該訴えにおいて長野県を代表する者は、長野県公安委員会となります。）として、提起することができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、その決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第21号の備考を次のように改める。

- （備考） 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に長野県公安委員会に対して異議申立て（審査請求）

をすることができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立て（審査請求）をすることができなくなります。）。

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告（当該訴えにおいて長野県を代表する者は、長野県公安委員会となります。）として、提起することができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると提起することができなくなります。）。ただし、異議申立て（審査請求）をした場合には、その決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第22号の備考を次のように改める。

- （備考） 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に長野県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告（当該訴えにおいて長野県を代表する者は、長野県公安委員会となります。）として、提起することができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、その決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年長野県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法の」を「運転代行業法の」に改める。

様式第4号の備考を次のように改める。

- （備考） 1 新たに安全運転管理者（副安全運転管理者）を選任された場合は、15日以内に公安委員会に届けてください。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野

県を被告（当該訴えにおいて長野県を代表する者は、長野県公安委員会となります。）として、提起することができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると提起することができなくなります。）。

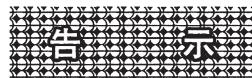
様式第5号の備考を次のように改める。

- (備考) 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長野県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告（当該訴えにおいて長野県を代表する者は、長野県公安委員会となります。）として、提起することができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通企画課



長野県告示第222号

社会福祉施設、設備近代化事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第293号）は、廃止します。ただし、この告示による廃止前の社会福祉施設、設備近代化事業補助金交付要綱第10の規定は、同要綱の規定による補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお効力を有します。

平成17年4月21日

長野県知事 田 中 康 夫

厚生課

長野県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年4月21日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

箕輪町

2 都市計画事業の種類及び名称

箕輪都市計画下水道事業 箕輪町公共下水道

3 事業施行期間

平成元年11月20日から

平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成元年長野県告示第796号、平成6年長野県告示第866号、平成7年長野県告示第661号、平成9年長野県告示第647号、平成12年長野県告示第357号及び平成13年長野県告示第431号の事業地に長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字やじろの全部を加え、大字中箕輪、字本の池、字御社宮寺、字馬瀬口、字つく田、字西所、字神明原、字池の御堂、字犬吠、字大久保、字北原、字細畑、字長田、字やしろ、字土の山、字堂前、字赤坂、字富士山、字中村林、字蟻ヶ林、字長田中島、字真勝沢、字峯林及び字大持久保の各一部を加え、大字中箕輪、字高見下、字北原、字山口、字上溝、字下原、字南原、字前河原、字下河原、字嵐前、字古城、字熊野の各一部の事業地を変更する。

水環境課生活排水対策室

長野県長野地方事務所告示第6号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成17年4月1日、次のとおり売りさばき人の名称変更の届出がありました。

平成17年4月21日

長野県長野地方事務所長 堀 内 清 司

	売りさばき人の名称	住 所
新	株式会社 NNサービス	須坂市大字八町1337-1
旧	倉島総業 株式会社	

会計課